**平井大臣、五輪アプリ費削減の「脅し」は独禁法違反の疑い**

6月11日の朝日コムに、オンライン会議の録音された平井大臣の発言が載っていました。これは朝日のスクープなのでしょうか。

　さらに、テレ朝のモーニングショーで、田崎史郎氏は、大要次のように発言しました（聞き取りなので正確ではない）。

1. NECがゼロでいいと言ったのだから、よかったのではないか。国は余計な支出をしないで済んだのだから。
2. 「1円落札」ということもあり、企業と国はいろいろ契約しているのだから、本件だけを取り上げて、安い高いを言う必要はない。

ここには、本問題の誤った見方の典型が現れているように思われます。

第一に、国の支出がなくなったから結果オーライ、というのは、国と私企業の契約の本質を考えれば、明らかに不当なものです。

本件の五輪アプリ事業は、競争入札の結果、７３億１５００万円でＮＴＴコミュニケーションズやＮＥＣなど５社の共同事業体に委託され、再委託先まで含めると約４０社が関与している。

このアプリは、訪日観光客向けアプリであり、訪日観戦客の大会会場への入場の迅速な対応、健康状態の管理や記録のほか、感染が疑われる場合は警告するなどの機能が備わっており、利用者は計１２０万人を想定していた。

海外からの観戦受け入れを断念した後、政府が利用の仕方を決めかねており、野党からは当初から委託費が「高額だ」と批判が出ていた。

しかし、落札後の契約で、当初の仕様通りのアプリを制作したのだから、その後で訪日観戦客断念で無駄遣いと言われる筋合いはない。当初契約通りの委託費を支払うのは当然です。

平井大臣が、今後も各種のアプリ委託をする側という、取引上強い立場から、NECが契約通りの請求をするなら「出入り禁止だ」などと脅したのは、契約法上の債務を履行しないという点で、契約法上違法です。

また、契約履行後に、当初の契約金額の減額を強要するのは、独禁法上の「優越的地位の濫用」に当たる違法な行為です（独禁法2条9項5号。下請法4条1項3号も参照）。

第二に、「1円落札」うんぬん、あるいは継続的または断続的に複数の取引関係が形成される場合、1つ1つの契約だけを取り上げて、高い安いということはどうか？

結論から言えば、競争入札の制度をとる場合、入札物件ごとに取引は完結しているので、上の考え方は間違いです。

民間企業同士の自由な取引であれば、上のように言うこともあながち不当・違法ではないでしょう。もっとも、この種の「貸し借り」を不透明な形で行うことは、合理的な取引関係とはいえないと思われます。

「1円落札」は、かつて「1円入札」問題として、頻繁に問題とされました。それは、前記のように、公的な競争入札の仕組みに反するからです。また、1円で応札し落札することは、独禁法上の不当廉売に当たるおそれがあります。

第三に、しかし、本件契約それ自体にも問題があります。

本件入札の公示は昨年１２月２８日で、技術提案書の締め切りは１月８日だった。この短時間で応札を決めるのは極めて困難であり、当該共同事業体だけが応札する「1者入札」となった。

つまり、入札の形はとったが、実質は随意契約だと疑われる。これは、競争入札を定める会計法29条の3の規制を実質的に潜脱するもので（いわゆる「出来レース」）、これも違法の疑いがあります。

同様のことは、既に持続化給付金に関する委託取引についてもみられました。

このような行政事務の委託に関する法的規律については、前記の会計法や財務省通達（「公共調達の適正化について」と題する、各省各庁の長宛の通知（財計第2017号。平成18・8・25））しかないようであり、契約の透明性と競争の公正性、情報の公開、中立かつ公正な審査・評価等について、法制度を整え、かつ、より実効性の高いものに変える必要があると考えられます。

＊最後の点については、舟田「新型コロナウイルスと経済法」日本経済法学会年報42号（近刊）で詳論した。

本小論は、東京新聞2021年4月13日、17日、朝日新聞同6月11日、12日付の各紙を参考にした。